

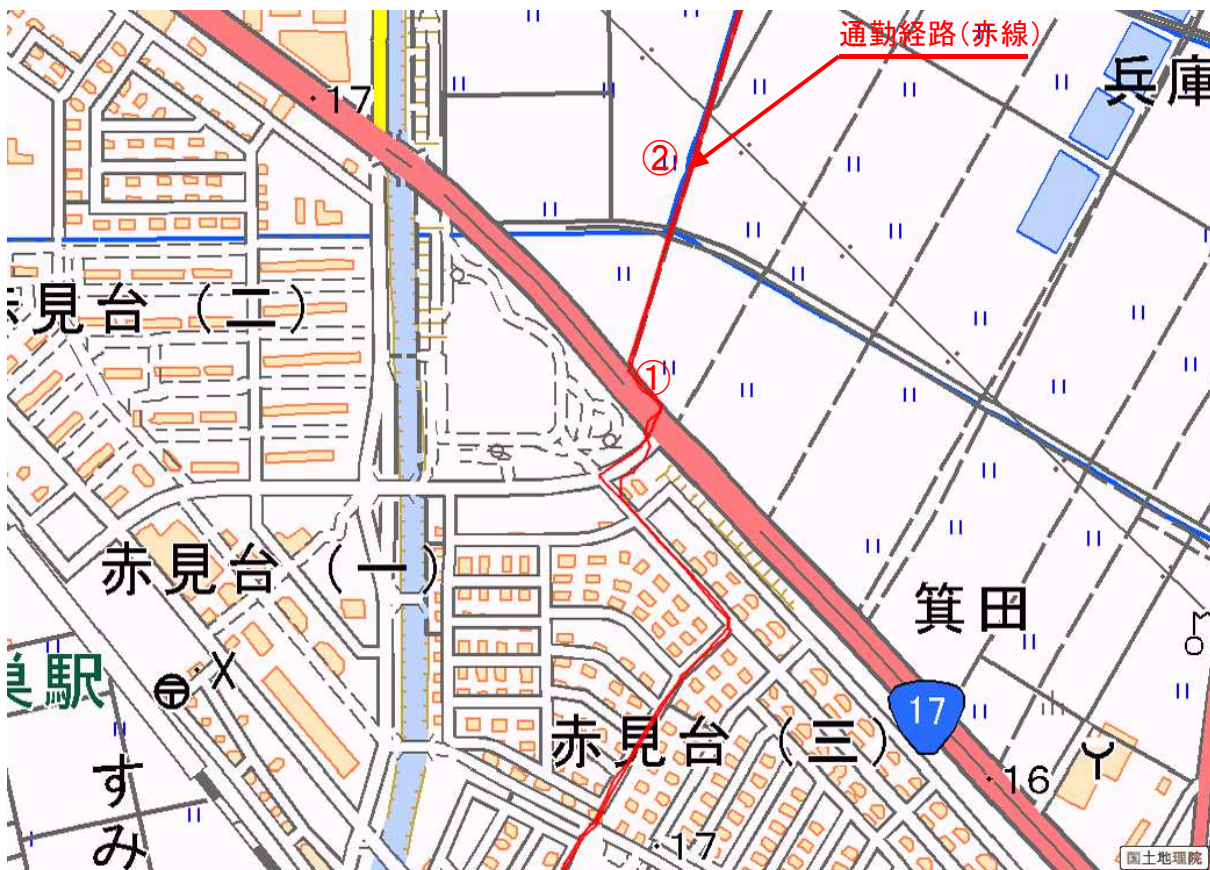
(独)資源機構 利根導水総合事業所 武蔵水路改築建設所 御中
担当者殿

「通行止め」案内板設置に関する質問

お世話になっております。
表題の件、9月19日に国道17号線歩道上に設置された「通行止め」案内板について質問致します。

弊員は普段、下記図中に赤線で示すように、国道17号線「北鴻巣駅入口」交差点を經由し図中②の舗装路を通して自転車通勤しております。本日、図中①で示す位置に「通行止め」の案内板が歩道中央に設置されました。武蔵水路上の架橋および「さきたま緑道」への進入が工事により出来なくなる事を示したものと考えますが、②の舗装路の通行には特に支障が無いように思えるのですが、①の設置により②への通行も遮断している理由は何でしょうか？

また②の北側「フラワー通り」との交差点上には通行止めの案内が無く、②北側から侵入した場合、何処へも出られませんが、どうなっているのでしょうか？(歩道が案内板で通行阻害されている為、車道へ出る人も見掛けました)



以上、回答の程宜しくお願い申し上げます。

氏名 *****

住所 *****

電話番号 ****-****-****